

環 政 第 8 9 7 号
令 和 3 年 10 月 25 日

名 護 市 長 渡 具 知 武 豊 殿

沖 繩 県 知 事 玉 城 康 裕



名 護 市 新 設 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 準 備 書 に 対 す る
知 事 意 見 に つ い て

令 和 3 年 5 月 10 日 付 け で 送 付 さ れ た み だ し の 環 境 影 響 評 価 準 備 書 に つ い て、沖 繩 県 環 境
影 響 評 価 条 例 第 42 条 第 3 項 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、
別 添 の と お り 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の 意 見 を 述 べ ま す。

名護市新設廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書に対する知事意見

本都市計画対象事業は、老朽化が進んでいる名護市環境センター等の廃棄物処理施設のうち、新たに一般廃棄物焼却施設及びリサイクルセンターを整備することを目的としている。

都市計画対象事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）は、名護市一般廃棄物処理施設建設適地選定基礎調査や、名護市環境審議会での審議等を経て名護市安和地内の採石場跡地を選定した経緯があり、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の環境の保全に関して特に配慮すべき地域が含まれておらず、対象事業実施区域及びその周辺は、主にギンネム等の外来種が優占する二次林及び造成地（採石場）となっている。また、周囲約1 km の範囲に学校、病院、福祉施設など環境の保全についての配慮が特に必要な施設も立地していない。

一方、対象事業実施区域の南側は名護湾に近接しており、当該沿岸域は「自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）」において、「自然環境の保全・保護を図る区域」である評価ランクⅡとなっていることから、海域に対して十分な配慮が必要である。

また、対象事業実施区域に接する国道449号線は、沖縄風景街道（沖縄地方風景街道協議会）に登録されており、その沿道景観の保全は重要である。さらに、名護市景観計画の屋部地域の景観形成方針として、屋部海岸景観軸では、沖縄らしさのある魅力的な沿道景観をつくることとしているなど、都市計画決定権者は良好な景観形成に積極的に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項に基づき予測・評価をより詳細かつ可能な限り定量的に行った上で環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を修正して環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。また、その過程において必要な追加調査の実施や情報収集を行うとともに、環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 総合的事項

(1) 事業計画について

事業計画は、環境影響評価の予測等の前提条件となることから、関係法令とも整

合を図った上で、可能な限り具体的な内容を示すとともに、環境影響評価の手法の選定に係る新たな事情が生じたときには、必要に応じて選定した手法の見直しを行い、環境影響評価を実施すること。

(2) 施設規模等について

ア 計画年間日平均処理量を超える廃棄物が継続して搬入された場合、廃棄物の処理が滞り、集積され、悪臭等の環境影響を及ぼす可能性があることから、時期による廃棄物量の変動を踏まえ、施設の規模、運用等を再度検討するとともに、必要な環境影響評価を実施すること。

イ 「名護市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン総合戦略」（平成 28 年）における人口の将来展望では、名護市の人口は 2040 年の 63,529 人まで年々増加し、その後、減少に転じるとされており、施設規模の算定に用いた 2028 年の人口は 62,833 人となっている。しかし、2021 年 8 月末時点の人口は既に 63,918 人となっており、処理能力が不足する可能性があることから、施設の規模等を再度検討するとともに、必要な環境影響評価を実施すること。

ウ 8 時間又は 16 時間の間欠運転式について検討し、立ち上げ及び立ち下げに要する時間の割合を考慮した結果、16 時間での運転となっているが、24 時間の連続運転式とした場合、立ち上げ立ち下げ回数が減少し、さらに、発電設備を設置することで燃料の削減や余熱利用などにより温室効果ガス等の環境負荷の低減を図ることができると考えられる。以上を踏まえ、施設の運転方式等を再度検討するとともに、必要な環境影響評価を実施すること。

(3) 緑化計画について

ア 緑化計画の策定に当たっては、潜在自然植生を踏まえた自然再生や周辺の自然景観との調和を図るよう検討を行うこと。

イ 本事業では残存緑地を設けるとしているが、対象事業実施区域及びその周辺には外来種であるギンネム等が繁茂しており、計画した造成緑地に外来種が影響を及ぼす可能性がある。ついては、造成緑地周辺に存在する外来種の位置、地形の状況等を踏まえ、緑化と管理の方法及び体制を可能な限り具体的に示し、外来種の侵入・拡散防止を図る計画とすること。

(4) 雨水排水計画及び給水排水計画について

対象事業実施区域から発生する雨水、浄化槽処理水及びプラント排水は、全て焼却施設の冷却水等で再利用するため対象事業実施区域外へ放流されないとしているが、浄化槽処理水及びプラント排水の貯留施設等の内容が示されておらず、雨水貯留施設に流入する場合、降雨状況や水質によっては、オーバーフローし周辺環境

に影響を及ぼす可能性がある。これらの内容を整理し、対象事業実施区域外へ放流されないとする根拠を示すこと。また、対象事業実施区域外へ放流されるおそれがある場合には、その内容も踏まえ環境影響評価を実施すること。

(5) 廃棄物等運搬計画について

廃棄物処理施設から発生する廃棄物の処理について、運搬の頻度等の計画を示すとともに、その内容を踏まえ環境影響評価を実施すること。

(6) 工事計画について

ア 工事に伴い発生する残土について、場内での仮置き及び場外での処理の計画が具体的に示されておらず、適切な管理や処理がなされない場合、赤土等の流出、粉じんの飛散、外来種の拡散等が生じるおそれがある。ついては、これらの計画を可能な限り具体的に示すとともに、その内容を踏まえ環境影響評価を実施すること。

イ 赤土等流出防止計画において、沈砂池に堆積した土砂の処理に関する内容を示すとともに、その内容も踏まえ環境影響評価を実施すること。

(7) 環境影響評価及び環境保全措置について

ア 予測手法については、沖縄県環境影響評価技術指針（平成13年）（以下「技術指針」という。）第1章第4の5(3)イ(イ)に定めるところにより、予測方法の特徴、適用範囲等を整理し、明らかにすること。

イ 予測手法として、定性的に把握する手法を選定したものについては、定量的な把握が困難である理由を明らかにすること。

ウ 環境保全措置の内容については、技術指針第1章第4の8（環境保全措置に関する事項）に定めるところにより検討、整理し、可能な限り具体的な内容を示すこと。

(8) 事後調査について

環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針を示すこと。

(9) 施設配置の変更について

地元からの要望を踏まえ環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）で示された施設配置を変更したことにより、重要な植物種であるオキナワソケイがまとも確認された対象事業実施区域西側の丘陵部が改変されることから、その影響についても整理すること。

(10) 気候変動に関することについて

気候変動は、環境影響評価の実施に係る地域特性に対して将来的に様々な影響を与えるおそれがあることから、「気候変動影響評価報告書(環境省)」、「気候変動監視レポート(気象庁)」等の最新の知見の収集に努め、当該知見を反映した事業の実施並びに事後調査及び環境保全措置の実施や見直しを検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア リサイクルセンターの稼働に伴う粉じん等について、環境保全措置を踏まえた定性的な予測の結果、影響は小さいとしている。しかし粉じん等を発生する設備の種類、規模、集じん機の能力等が具体的に示されていないことから、これらの内容を可能な限り具体的に示すなど予測の妥当性を明らかにすること。

イ 予測で用いたブルーム・パフモデルは、地形が平坦で、流れの場が定常であることを条件としているが、対象事業実施区域周辺は起伏のある地形となっていることから、予測結果は不確実性の程度が大きいものとなっている。については、モデルの修正又は三次元シミュレーションモデル等により対象事業実施区域周辺の地形を踏まえた環境影響評価を実施すること。また、悪臭に係る予測についても同様に対応すること。

(2) 低周波音

低周波音の主な発生源になるとしているモーターの仕様が具体的に示されずに予測が行われていることから、発生源の仕様を可能な限り具体的に示し、予測の妥当性を明らかにすること。

(3) 赤土等による水の濁り

ア 数値シミュレーションによる予測は、余剰排水のSS濃度200mg/Lを前提としていることから、赤土等流出防止計画において、より具体的な措置、監視体制等の内容を示し、SS濃度を200mg/Lで放流できるとした根拠を明らかにすること。

イ 余剰排水が発生した場合に流出する赤土等の総量を踏まえた環境影響評価を実施すること。

(4) 地盤沈下

対象事業実施区域周辺には、液状化危険度が極めて高いと報告された範囲があることから、方法書に対する知事意見で埋立地の粒度組成の調査を検討するよう述べているが、当該調査を実施しておらず、実施していないことについて事業者の見解も十分に示されていない。については、対象事業実施区域周辺の埋立地の範囲を示すとともに、

粒度組成、均等係数等を基にした当該埋立地の液状化の可能性の程度を踏まえた環境影響評価の実施を検討すること。

(5) 地形・地質

対象事業実施区域及びその周辺の海成段丘について、現地調査の結果や土地の改変履歴などを踏まえ現況の分布図を作成するとともに、文献調査の結果と現況の内容を整理した上で、対象事業実施区域内に海成段丘が存在する場合には、切土の深さ等を踏まえ環境影響評価を実施すること。

(6) 陸域植物

ア 表 7.12-11 の外来種の確認種一覧では、対象事業実施区域では 11 種の外来種が確認されたとしているが、環境保全措置は「沖縄県対策外来種リスト」（平成 30 年）に掲載された 9 種のみを対象として検討が行われている。については、外来種の選定基準としている法令等のうち、「沖縄県対策外来種リスト」以外の法令等に掲載された種が確認された場合の環境保全措置についても検討すること。また、陸域動物についても同様に対応すること。

イ 環境保全措置として実施するとしている移植等に関して、移植等適地の選定は、採掘等による土地の改変が予定されていない場所を選定するなど、可能な限り将来の環境の状況を明らかにできるよう整理し、これを踏まえたものとする。また、土質、地形等の環境適性も考慮すること。

(7) 陸域動物

ア 予測条件としている重要な動物種の主要な生息環境については、動物種の生態に係る文献調査の内容も含めて整理するとともに、対象事業実施区域周辺で土地の改変が行われる可能性があることを踏まえ、可能な限り将来の環境の状況を明らかにできるよう整理し、これを踏まえたものとする。

イ 工事に際して、移動能力の低い重要な動物種が確認された場合には、適切な場所に移動するなどの環境保全措置を検討すること。

ウ 工事の実施に伴う騒音による哺乳類への影響について、影響が小さいとした根拠が示されていないことから、その内容を整理した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、再度環境影響評価を実施すること。

(8) 景観

施設の存在が与える圧迫感について、仰角等の視覚に関する物理的指標を用いた環境影響評価を実施すること。また、環境保全措置として、施設の外観・色彩・形状を工夫するとしていることから、その具体的な手法を示すこと。

(9) 廃棄物等

ア 焼却施設の稼働に伴い発生する焼却残渣について、「今後の再資源化技術の動向等を考慮しながら、処理方法を検討し、再資源化の促進を図る。」として埋立てによる最終処分を行うとしているが、現在の再資源化技術の動向等について整理されていないことから、その内容を整理した上で処理方法を再度検討し、必要な環境影響評価を実施すること。

イ リサイクルセンターの稼働に伴い発生する廃棄物について、全て再資源化しているとしているが、その種類、量、処理方法等が具体的に示されていない。については、これらを整理した上で滞りなく適切な処理がなされるか再度環境影響評価を実施すること。

(10) 温室効果ガス等

廃棄物処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、現在稼働している名護市環境センターより 3,470t-CO₂/年増加するとしており、主な要因として、「新施設は計画段階であり、電力及び燃料消費量を多めに見積もって予測を行っていること」をあげているが、その具体的な内容が示されていない。については、プラントメーカーへのヒアリング資料から設定したとしている電力及び燃料消費量を設定根拠とともに示すとともに、予測の不確実性の程度についても整理した上で、本知事意見 1(2)ウの検討結果も踏まえ、再度環境影響評価を実施すること。

3 その他

本準備書には、必要な情報の記載漏れや記載ミス等のある項目及び評価書において具体的に記載する必要がある項目があることから、本準備書の内容を点検し、評価書において必要な箇所の追記・修正を行い、正確な図書の作成に努めること。